

# ㈱神戸製鋼所加古川製鉄所及び関西熱化学㈱加古川工場

## 環境保全協議会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県、加古川市並びに株式会社神戸製鋼所及び関西熱化学株式会社が平成19年9月26日に締結した協定書（以下「協定書」という。）第3条の規定に基づいて設置する協議会の組織及び運営について定める。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、協定書で使用する用語の例による。

(組織及び任期)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 住民代表 24人以内
- (2) 県の職員 3人以内
- (3) 市の職員 3人以内
- (4) 事業者の職員
  - (イ) 株式会社神戸製鋼所の職員 3人以内
  - (ロ) 関西熱化学株式会社の職員 2人以内

2 前項第1号の委員は、別表1に掲げる職にある者及び別表2に掲げる団体の構成員であって当該団体が推薦する者とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職を執行する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員5人以上の連名をもって請求があったときは、会長は速やかに協議会を招集しなければならない。

2 協議会は、第3条第1項の各号委員の各1人以上の出席、かつ全委員の過半数の出席をもって成立する。

3 協議会の議長は、会長をもって充てる。

(小委員会)

第6条 協議会の運営その他必要な事項について協議するため、協議会に小委員会を置くものとする。

2 小委員会の委員は、会長及び副会長並びに第3条第1項第2号、第3号及び第4号に定める委員のうち各1人をもって構成する。

3 小委員会は、会長が招集する。

(調査)

第7条 協定書第3条第2項に定める製鉄所への立入調査については、協議会において決定し、協議会で行うものとする。ただし、あらかじめ調査の項目、実施の日時等事前に3人以上の委員が連名をもって会長に届出た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きの場合は、3人以上の委員が共同で実施できるものとし、その調査の結果を協議会に報告しなければならない。

(費用及び会計)

第8条 協議会の運営に要する費用は、県、市及び事業者が協議して負担するものとする。

2 協議会の経理責任者として事務局長を置く。

3 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(監事)

第9条 協議会に、監事2名を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、会計を監査する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、加古川市環境部環境保全課において処理する。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、運営細目で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年1月18日から施行する。

(神戸製鋼所加古川製鉄所公害防止協議会の組織及び運営に関する要綱の廃止)

2 神戸製鋼所加古川製鉄所公害防止協議会の組織及び運営に関する要綱(昭和48年4月16日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表 1

順不同

加古川市議会産業環境常任委員会委員長  
加古川市環境審議会会長  
一般社団法人加古川労働者福祉協議会理事長  
加古川市町内会連合会会長  
連合兵庫中南部地域協議会議長  
東播磨漁業協同組合代表理事組合長  
加古川市環境保全研究会会長  
一般社団法人加古川医師会会長

別表 2

順不同

二市二町議会環境保全協議会	1人
加古川市保健衛生協議会	1人
加古川市尾上町地区住民	5人以内
加古川市別府町地区住民	5人以内
加古川市環境審議会	2人以内

註

- 1 二市二町議会環境保全協議会、加古川市保健衛生協議会については原則として各会長とする。会長が別表1に掲げる職務を兼ねる場合は、会長の推薦する者とする。
- 2 加古川市尾上町地区住民、加古川市別府町地区住民については原則として、各町内会連合会長のほか、各町内会連合会の推薦する者とする。
- 3 加古川市環境審議会については、会長の推薦する環境審議会委員とする。